

令和6年 第3回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年 3月28日(木) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名

農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 橋口 昌央 2番 幸妻 正浩 3番 上野 光正

5番 松井 正一郎 6番 永友 薫 7番 坂元 洋子

会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋 2番 久保田 伸博 3番 山本 浩司

5番 小原 拓也 6番 赤澤 克俊 7番 坂本 幸

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名 8番 永友 定己

5. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 会期の決定(別記のとおり)

第3 諸報告

第4 議案第17号 農地移動適正化あっせん事業について

第5 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について

第7 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について

第8 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第9 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

第10 議案第23号 高鍋町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから令和6年第3回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の8番永友定己推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、6番永友薫委員、7番坂元洋子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日3月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページを御覧ください。

3月の業務報告について、でございます。

1日に、「農業者年金受給者協議会臨時総会」を開催いたしました。今年度、

令和6年3月31日をもって協議会を解散するための、締め總會となりました。

4日から19日まで、「高鍋町議会定例会」が、開催されております。今回は、一般質問で、「食料自給率について」会長に質問がなされました。

7日に、「宮崎県農業会議巡回」が、行われております。

同じく7日に、「全国農業新聞の普及推進に係る市町村巡回」が行われる予定でしたが、中止となっております。

8日に、「地域計画の策定に係るファシリテーション能力向上研修」が、開催され、推進委員2名行っていただきました。ありがとうございました。

13日に、「常設審議委員会」が、開催され、先月總會で審議いただきました、〇〇〇〇の「宅地分譲の計画案件」を審議いただきました。

15日に、「宮崎県農業振興公社による特例事業の手数料率の変更についての説明」が行われました。先の話になりますが、5月の總會の後に、細かい説明に来られると思います。手数料の料率に変更になるという説明です。

21日に、「西都児湯管内農委会長・事務局長合同会議」が、開催されました。

27日に、「地域計画（高鍋北地区）（案）」説明会を開催しました。

28日に、「高鍋町防災会議」が開催されておりますが、農業委員会總會と時間が重なってしまったため、欠席しております。

29日に、「高鍋町新農業振興対策協議会農政部会」が開催されます。

同じく29日に、「退職者辞令交付式」が開催されます。今回3名が退職予定となっております。

3月の總會関係でございますが、21日に現地調査を行い、本日28日が總會となっております。

続きまして、4月の業務計画でございます。

1日に、「辞令交付式」が、行われます。

26日に、「高鍋町行政事務連絡員会」が開催されます。

4月の總會関係でございますが、22日が現地調査、30日が總會となっております。連休の間になりますが、よろしくお願いいたします。

業務報告および業務計画については、以上でございます。

[事務局]

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

2月29日、農業委員会総会承認分です。

農地法第4条、〇〇〇〇さん、合併浄化槽及び土壌浸透槽の設置の件、〇〇〇〇さん、露天駐車場及び道路用地の件は、3月8日付で許可となっています。

農地法第5条、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの共同住宅、露天駐車場、通路の件は、3月8日付で許可となっています。以上です。

[事務局]

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3の規定による届出書」については

1番 〇〇〇〇 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*
畑 2, 140 m²

2番 〇〇〇〇 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*
田 34 m² 他3筆

の2件となっております。

[事務局]

5ページを開きください。

「農地法第18条第6項の規定による通知」についてです。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田 他3筆
賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
賃借人 〇〇〇〇

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田 他3筆
賃貸人 〇〇〇〇
賃借人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*
田 他1筆
賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
賃借人 〇〇〇〇

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*
田 他1筆
賃貸人 〇〇〇〇

賃借人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 他 1 筆

賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

賃借人 〇〇〇〇

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 他 1 筆

賃貸人 〇〇〇〇

賃借人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 他 1 筆

賃貸人 〇〇〇〇

賃借人 〇〇〇〇

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 他 1 筆

賃貸人 〇〇〇〇

賃借人 〇〇〇〇

本日の議案第 18 号、第 21 号、第 22 号に関連しております。

[事務局]

7 ページをお開きください。

「合意解約届出書」について、農地法第 3 条による使用貸借契約については、

1 番 申請地 大字〇〇字〇〇****番 畑 765 m² 他 2 筆

使用借受人 〇〇〇〇

使用貸渡人 〇〇〇〇

議案第 25 号に関連しています、ご確認ください。

[事務局]

8 ページをお開きください。

「合意解約届出書」について、農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書についてです。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
使用借受人 〇〇〇〇
使用貸渡人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田
使用借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
使用貸渡人 〇〇〇〇

本日の議案第21号に関連しております。以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから8ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

[議長]

日程番号4、議案第17号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、9ページをお開きください。

議案第17号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和6年3月5日 売渡しの申し出です。
申出者 〇〇〇〇
農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 83㎡ 他7筆

2 番 令和6年3月6日 売渡し及び貸渡しの申し出です。
申出者 〇〇〇〇
農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 1,320㎡ 他3筆

申し出のそれぞれの地図について、10ページから21ページに掲載しております。

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番	売渡し申出	担当委員	6 番	赤澤 克俊	推進委員
		順番委員	7 番	坂本 幸	推進委員

2 番	売渡し及び貸渡し申出	担当委員	3 番	山本 浩司	推進委員
		順番委員	8 番	永友 定己	推進委員

よろしく申し上げます。

[議長]

日程番号5、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。22ページをお開きください。

議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番 3 条有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 006 m²

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

3 番。

[3 番]

はい。説明させていただきます。

申請地ですが、資料の 26 ページを見てください。

縦に見ていただきますと、右下から左上に上がっているのが県道の〇〇線になります。〇〇から西側に 500 m ほど行ったところで、北側に〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのハウスがあり、その通りに面した南側で、水が張られて田植えの準備がしてあったところでございます。

この水田はこれまでも農地として利用されており、今後も水田として利用するため、周囲の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えております。

売買価格は 10 a 当たり 〇〇〇〇円です。

この土地は、令和 3 年に、売買が完了し、条件付き所有権移転仮登記がされておりますが、今回の申請により許可が下りれば、所有権移転が可能となってくる、と思われまふ。以上で説明を終わります。

〔議長〕

推進委員から補足する事がありましたらお願いします。推進委員 2 番。

〔推進委員 2 番〕

はい。

上野委員の報告に、何ら付け加えることはございません。以上です。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

〔事務局〕

はい。28 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書をつけております。農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

上野委員も申されました通り、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。以上です。

〔議長〕

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 3 条有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 3 9 6 m² 他 5 筆 合計 9, 0 9 8 m²

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

1 番、説明します。

この件は、譲渡人の〇〇〇〇さんが、息子さんが住む〇〇県に移住することから、譲受人、〇〇〇〇さんへの所有権移転の申請です。

3 月 2 1 日に、農業委員・農地利用最適化推進委員立ち会いのもと、事務局と現地視察し、〇〇〇〇さんから説明を受けました。

資料 3 0 ページ、またさらに詳しく 3 1 ページをご覧ください。

県道、〇〇線の〇〇横より、〇〇へ入ります。1 5 0 m ほど入った右側に、まず 1 件****番、1, 3 9 6 m²、地目が田。さらに〇〇さん自宅周辺に 5 件、自宅進入路右側に****番*、7 9 m²、地目は田。さらに入って右側、****番*、7 5 6 m²、地目は田。****番、2, 6 3 6 m²、地目は田。****番*、1, 4 0 2 m²、地目は畑。****番*、2, 8 2 9 m²、地目は田。

全部で、合計〇〇〇〇円となっております。

現状、畑以外は田植えの準備がされており、水張がされて、代かきがされている田もありました。

譲受人、〇〇〇〇さんに電話にて確認しましたところ、現在、〇〇地区におい

て、〇〇を栽培されております。

現在、独身でアパート住まいですが、〇〇〇〇さんの現在の住居を買い取り、ここに居住し、両親にも今後、時折農作業を手伝ってもらいながら、米づくりも取り入れ、農作業に従事したいということです。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい、7 番。

橋口昌央委員の説明に補足をするところはないと思いますが、あつせんを私がいただいたとき、これは難しいだろうなと思ったら、割と簡単に話がついて、今の状態になっております。いろいろお世話になりました。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、32 ページをお開きください。

農地法第3条調査書をつけております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23 ページになります。

3 番 3 条無償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 436 m² 他11筆 合計17, 216 m²

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの無償による所有権移転でございます。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子関係であります。

農地は、〇〇〇〇さんの自宅を中心として、半径300mぐらいのところに、
点在しております。

また、譲受人の〇〇〇〇さんは、水稻と露地野菜を栽培しておりまして、主に
直売所あたりで出荷されています。

なお、認定農家はとっておられません。

この権利を取得することによって、周囲の農業上の効率的かつ総合的な利用
の確保に支障はないものと思われまます。よろしく申し上げます。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。ただいまの幸妻委員の説明に、なんら付け加えることはありません。以
上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。38ページをお開きください。

農地法第3条調査書をつけております。

農地法第3条第2号各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

幸妻委員も申されましたとおり、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24ページになります。

4番 3条有償移転

農地の所在 大字○○字○○****番*

田 1, 264 m² 他1筆 計2, 526 m²

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

この件につきまして、担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3 番]

はい。それでは説明させていただきます。

まず場所は、40ページを見てください。縦に見ていただきますと、10号線が右下から左の上の方に走っております。〇〇、〇〇があり、その道路越しに、〇〇がございます。〇〇のすぐ下に、幹線用排水路が〇〇川まで取っております。北側のピンクで着色してある2筆が、今回、所有権移転に伴う申請地であります。

場所は耕運されておりまして、田植えの準備がされていまして。

所有権を取得する水田については、これまでも農地として利用されており今後も水田として利用するため、周辺の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと思われま。

譲受人の〇〇〇〇氏は町内に多くの水田を耕作されている農家で、今回も経営規模拡大による所有権移転ということでございます。

金額は、当初無償譲渡の予定でしたが、贈与にあたるとの心配から、水田1枚当たり〇〇〇〇円ということで、売買をされるそうです。よろしくお願いいたします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、上野委員の報告に、なんら付け加えることはありません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。42ページをお開きください。

農地法第3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

上野委員の申されたとおり、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

[議長]

日程番号6、議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。43ページをお開きください。

議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 雑種地 面積 135㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、貸駐車場敷地です。

担当の委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。農地法第4条による申請者、〇〇〇〇さんの農地転用申請です。

45ページをご覧ください。場所は10号線の〇〇交差点を〇〇方向に曲がり、〇〇の東側になります。

申請地は、高鍋町大字〇〇字〇〇****番*の畑135㎡です。

農地転用の許可を得ぬまま、申請地を駐車場として整備してしまったため、事後ではあるが、転用申請を行うことで、違反状態を是正し、許可後も、現況のまま貸し駐車場として、利用を継続する予定で、今回申請をされました。

事後申請のため、新規工事はなく、資金調達及び支出もありません。

土砂等の新たな流出の懸念もなく、貸駐車場の利用のみであり、生活排水や汚水等の発生はありません。また、雨水は事業用地南側の道路側溝へと自然流下に

より排出します。

周辺に農地もなく、本件転用による周辺の営農環境への影響はないと考えます。

また、〇〇〇〇さんから、「亡くなったご主人から相続したものを、そのまま貸し駐車場として利用しており、現在は、隣接する〇〇の駐車場として賃貸しているが、無断転用は統合の各種法令に対する不知が招いたもので、以後は、このようなことが無きようにいたします」といった始末書が添付されていました。説明は以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、都市計画区域で用途区域が準工業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

本案件については、44ページから46ページのそれぞれの図に、申請地の位置を示しております。

46ページの公図を見てください。実線と点線で囲っております。****は宅地、申請地は****-*で、2筆を一体として駐車場にしております。

48ページを御覧ください。配置図です。2筆がこのような図のように、駐車場として利用されています。説明は以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

日程番号7、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。49ページをお開きください。

議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 宅地 184㎡

所有権移転です

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、住宅敷地です。

担当の委員よりご説明をお願いいたします。

[6番]

はい。6番、説明いたします。

農地法第5条による譲渡人、〇〇〇〇さんから譲受人、〇〇〇〇さんへの所有権移転の申請です。

52ページをご覧ください。中央に国道10号線がありますが、〇〇方面へ向かって、〇〇交差点を過ぎたら、50mほど行った右側にあります。

申請地は、高鍋町大字〇〇字〇〇****番*、面積は184㎡です。

農地転用許可なく住宅敷地の一部として使用しているため、事後ではあるが、転用許可を受け、違反状態の是正を図りたいとのことで申請されました。

事後申請につき、新規の工事はなく、土地代は贈与のため、資金調達や支出はありません。

土砂等の新たな流出の懸念もなく、新たに生活排水、汚水等が発生することはない、排水は合併浄化槽による浄化処理後に、接面道路の側溝へと排出。また、雨水も自然浸透の他、余剰分は、東海側溝へ自然流下により排出されるため、周辺環境に悪影響はありません。

〇〇〇〇さんから、「申請地の形がいびつであったこともあり、農地を所有するものとして、しっかりと農地の状態を把握できておらず、このようになった」こと、〇〇〇〇さんからは、「亡くなった夫から相続したもので、直接無断転用を行ったわけではないが、各種法令に対する不知が招いたことであるため」と、お2人から、以後はこのようなことが無きようにいたしますといった始末書が添付されています。説明は以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は第1種農地と判断しますが、既存の施設である住宅敷地の拡張に該当し、転用対象です。

本案件については、51ページから53ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

54ページは配置図です。横にして見てください。白い部分が宅地、黄色い部分が申請地です。図のとおり宅地部分にある住宅や合併浄化槽が越境していたり、宅地と一体として利用がされてきたということです。説明は以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。49ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字○○字○○****番*

登記地目 畑 現況 宅地 93㎡

所有権移転です

譲渡人 ○○○○

譲受人 ○○○○

転用目的は、住宅兼倉庫敷地です。

担当の委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7 番]

はい。7 番、説明します。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

現地は県道〇〇線を、〇〇より北に〇〇に入り、30m行った地点にあります。

転用の目的は、住宅兼倉庫敷地です。

57ページを見てください。譲受人、〇〇〇〇さんは、****番地*、宅地。

****番*、山林を購入し、住宅を構え、農業を行う予定です。

58ページにあります図のように、所有権移転の準備をしていたところ、住宅の一部分が申請地に越境していたことが判明し、今後も住宅兼倉庫敷地として利用していきたいため、改めて申請することになりました。

無断転用について、〇〇〇〇さんから、「昭和50年頃、亡き両親が、土地境界線を誤ったものと思われませんが、建設の経緯は両親が亡くなっているため、今となってはわかりません。両親の代から、長年にわたり、住宅兼倉庫敷地として利用しておりました。誠に申し訳ありません」と始末書が添付されていました。

資金については、申請地土地代〇〇〇〇円。全額自己資金で残高証明書が添付されていました。以上説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は第1種農地と判断しますが、既存の施設である住宅敷地の拡張に該当し、転用対象です。

本案件については、55ページから57ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。この資料からは、わかりづらいですが、山を削って造成したような感じで、敷地及びこの周辺の田んぼ、畑が段々のようになっている土地です。

58ページは配置図です。色がついているところが申請地で、住宅兼倉庫と書いてあるところが建物なのですが、そちらが農地の方に越境していたため、畑から分筆して今回の申請をされております。

雨水については、地下浸透及び南側側溝へ放流し、住宅の合併浄化槽の処理水は****番*山林にある側溝から東側にある水路へ放流します。側溝に土砂や落ち葉が入って機能不全にならないように、今後譲受人が管理してくということです。

また、合併浄化槽の処理水の放流先として水路を使用することについて、管理する高鍋町農業政策課と協議済ということで、問題はないと考えます。説明は以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。49ページにお戻りください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*、****番*

登記地目 畑 現況 雑種地 合計 299m²

所有権移転です

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅敷地です。

担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

7番

[7番]

はい。7番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ有償の所有権移転です。

現地は60ページを見ていただくとわかりますように、〇〇線、〇〇を過ぎて2つ目の信号を左折し、〇〇の手前5m反対側にあります。

転用の目的は、一般個人住宅敷地です。

譲受人、〇〇〇〇さんは、現在アパート生活しておりますが、この度、高鍋町

内に持ち家を建設し、永住したいと考え、土地を探していたところ、譲渡人、〇〇〇さん所有の申請地が適当と判断し、申請することになりました。

資金については、建築費〇〇〇〇円。土地代〇〇〇〇円。登記費用など〇〇〇〇円。合計〇〇〇〇円。全額、住宅ローンで賄います。

6 2 ページを見てください。申請地の雨水は、地下浸透及び雨水枥から排水管をえて県道歩道側溝へ放流します。

生活雑排水については、浄化槽を設置し、県道歩道側溝へ放流します。

6 1 ページ図のとおり、排水管は****番*、****番*に設置します。

土砂流出については、境界線に既存ブロック塀が設置しており、土砂流出の恐れはありません。

万一問題が生じた際は、当方にて責任を持って対処します。以上、説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

〔議長〕

事務局から補足することがありましたらお願いします。

〔事務局〕

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第 1 種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第 3 種農地となります。

本案件については、5 9 ページから 6 1 ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

6 1 ページの公図をご覧ください。申請地を囲っていますが、間に隙間があいしております。図でいうと離れて表記されていますが、実際はくっついてあります。

6 2 ページの配置図をご覧ください。計画地は図のように旗竿状の土地で、ピンクで囲ってあるところが進入路として使用されます。奥の方の申請地が宅地と山林と申請地である農地 2 筆、合計 4 筆を住宅敷地として利用する計画です。ピンクの囲ったところは、譲渡人を含めた周囲の住宅の方 4 名の共有名義で、そちらの名義も譲受人に変更するということを確認しております。

申請地には一部に砂利が入っており、譲渡人の相続した際には、耕作放棄地内であって、通路の砂利が申請地に侵食していたということで、今後は十分に気を付けます、という内容の始末書が添付されております。

排水管の県道歩道側溝への接続について、宮崎県土木事務所と協議済ということで、問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。50 ページをお開きください。
4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
登記地目 畑 現況 宅地 213 m²
使用貸借権の設定です
貸付人 〇〇〇〇
借受人 〇〇〇〇 他1名
転用目的は、農業用倉庫及び通路です。
担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

1 番

[1 番]

はい。1 番、説明します。
まず始めに、用意していた用紙を忘れてしまいまして、しどろもどろになるかもしれません。
3 月 21 日、農業委員、農地利用最適化推進委員立ち会いのもと、事務局と現地視察し、現場を確認させていただきました。
貸渡人、〇〇〇〇さんと、借受人、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんご夫婦は、親子関係になります。
この度、〇〇〇〇さんご夫婦が家を建てるにあたり、お母様から土地を借りての手続きを進める上で、本件の違法状態であったことを知り、今回の申請となりました。

申請地は、今は亡き〇〇〇〇さんの夫、〇〇〇〇さんが、平成２年に建てられたもので、「農地法に対する不知が招いたことで、今後は認識を改め、このようなことが無きようにいたします」と、始末書が出されております。

場所を説明いたします。資料６４ページをご覧ください。〇〇線の〇〇から、西に５００ｍほど入ったところになります。

資料６６ページをご覧ください。申請地****番は地目、畑であります、ちょうどその上に母屋と隣接して、農業用倉庫が建っております。

６７ページをご覧ください。図面下の車庫と書かれた場所は、通り抜けができる作りになっております。申請地内に出入りする通路も兼ねております。今後も農業用倉庫及び通路として、既存のまま利用させていただきたいということです。

また、申請地につきましては、新たな造成は行われませんので、土の流出等問題はないものと思われれます。以上です。よろしくお願いします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は第１種農地と判断しますが、農業用施設に該当し、転用対象です。

申請にあたり、代替地の検討をされておりますが、今後も農業用倉庫として、利用していきたいということで、転用はやむを得ないと思います。

６３ページから６５ページがそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

６６ページは配置図、６７ページが申請地にかかっている倉庫の平面図です。

現状のまま借受人が使用していくため、新たな工事や資金の発生はありません。

生活排水は発生せず、雨水は地下浸透で処理するということです。

西側道路より低いため土砂流出の懸念はありません。

申請地は、高鍋町社会教育課で埋蔵文化財包蔵地ですが、新たな工事はなく、現状通りの使用のため、手続き不要であることを確認済ということです。説明は以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。50 ページにお戻りください。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 765 m²
所有権移転です。

もう1筆あります。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
539 m²のうち170 m²の転用です
使用貸借権の設定です。

2筆とも 登記地目 畑 現況 雑種地
譲渡人及び貸付人 〇〇〇〇
譲受人及び借受人 〇〇〇〇 他1名
転用目的は、農家住宅兼作業場敷地です。

担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

1 番

[1 番]

はい。1 番、説明します。

譲受人、〇〇〇〇さんと譲受人、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの関係は、先ほど説明しましたので、省略させていただきます。

この度、〇〇〇〇さんご夫婦が、農家住宅兼作業場を建てるにあたり、お母様から土地を譲り受けての今回の申請となりました。

場所について、先ほど説明しました案件の東隣ということで、詳しい説明は省略させていただきます。

申請地は、****番、765 m²の所有権移転ならびに、****番、539

m²の一部、170 m²の使用権貸借の申請です。

地目は、いずれも畑です。

申請者は、住宅新築にあたり、いろいろ検討しましたが、住宅建設のための、接道要件を満たし、かつ、農振農用地に指定されておらず、今回建設予定の住居は農作業所も併設計画で面積を要すること、住宅周辺への総合問題等を考慮すると、申請地しか考えられず、他の周辺隣地も農用地しか無く、他に代替できる土地も無く、進入路として最小限の利用をする部分のみ、今回の申請を至ったとのことでした。

〇〇〇〇さんは、相続後からこれまで違法状態の認識もなく、進入路として利用されてきました。本来であれば、農地相続後、転用届をしなければならないところですが、今後も引き続き、進入路として利用する予定であることから、誠に当方の勝手な都合であります。現状のままで申請をお願いいたします。

「このたびの無断転用は当方の農地法に対する不知が招いたことであるため、以後は認識を改め、このようなことがないようにいたします。何卒寛大な処置をお願いいたします」と始末書が出されています。

資料69ページをご覧ください。現地の見取り図がありますが、申請地の右側に一段下がって農道がありまして、さらにその横を大きな排水路が走っております。

雨水については、自然浸透及び雨水桝を設置、生活雑排水は合併浄化槽にて処理をこの排水路へと排出されます。大型排水路について、新たな手続きは発生しないこと、管理している農業政策課に確認済みです。

申請地は、西側道路より低く、隣接する土地はすべて、譲渡人の所有地であること、住宅周辺の通路部には、碎石等を敷いて十分に転圧するため、周辺の土砂流出はありません。万が一問題が生じた際は、当方にて責任を持って対処いたします。ご迷惑のかからないようにいたしますと、申請書に記載されております。

建設費が〇〇〇〇円、土地代は発生しておりません。諸経費〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円、全額借入で融資証明書が添付されております。以上、説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は第1種農地と判断しますが、集落接続のため転用対象です。本

申請について68ページから70ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

71ページは隣接地の公図です。

72ページは配置図で、横にして見てください。左上にあるのが、西側の道路で、こちらから進入するのですが、****番の農地を一部転用して、進入路として使うようです。

奥の方に****番の農地があるのですが、そちらにこの図のように縦長に家を建てるということです。

73ページと74ページは、建物の平面図です。

申請地は、高鍋町社会教育課で埋蔵文化財包蔵地であることを確認しており、掘削時は社会教育課職員の工事立会が必要ということで、県教育委員会からの通知の写しが添付されています。

土地代が〇〇〇〇円ということで、委員から説明がありましたが、****番は贈与、****番は使用貸借ということで、無料になっています。説明は以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

日程番号8、議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。75ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 他1筆 計5,436 m²

所有権を移転する者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

所有権の移転を受ける者 ○○○○
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]
はい。3 番、説明いたします。
宮崎県農業振興公社から○○○○さんへの有償移転です。
公社の行う特例事業を活用し、一時貸し付け中であった農地の売り渡しによる所有権移転です。
申請地は、○○を東へ200m進み、左折して400m進んだ左側の農地です。
農地を確認したところ○○が植えてありました。
価格は○○○○円ということです。以上です。

[議長]
事務局、担当推進委員の説明が終わりました。
御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

[議長]
2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
2 番 農地の所在 大字○○字○○****番
田 332m²
所有権を移転する者 ○○○○
所有権の移転を受ける者 ○○○○
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、きゅうりを栽培されています。

申請地は、〇〇の道路を挟んで、南側の農地です。

現地を確認したところ、耕運して少し時間がたった状態でした。

価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 他 4 筆 3, 9 5 1 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

諸報告でもありましたように、合意解約分の案件でございます。

申請地は、総会資料の一番最初の〇〇の****番、県道の〇〇線の〇〇地区

の信号機がございます。そこを〇〇の〇〇方面の地区にあがった20mほど行った左側の2枚目に、****番はございます。

後の〇〇****番から〇〇の****番は、その反対側になりますけど、直線で100mほど東の方に行くと、3筆ともまとまってございます。

4筆とも、田植えがしてございました。

また、次のページになるんですけども、〇〇の****番*は、〇〇の〇〇があります。そこの前の道路を左へ道なりに進むと、〇〇〇〇さんの〇〇がございます。そこを50mほど進むと、右側に申請地はございます。

そこは代が搔いてある状態ではございました。

〇〇〇〇さんは、早期水稻を中心に、露地野菜等を栽培される認定農業者でございます。

対価は、3,951㎡に対して、価格は〇〇〇〇円です。以上です。

〔議長〕

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。

〔議長〕

それでは再開いたします。

日程番号9、議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番の案件につきましては、「利用権の設定を受ける者」が、橋口昌央委員、本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央委員は、退室をお願いします。

〔橋口昌央委員 退室〕

それでは、1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。77 ページをお開きください。

議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 381 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 橋口 昌央

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番の代理で推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、認定農業者の橋口昌央委員への農地中間による賃貸借契約です。

現地は、〇〇交差点の10号線沿いにある〇〇から、300mぐらい進みます。民家が途切れたところのカーブミラーを左に曲がります。100mぐらい水路沿いに進むと、右側に申請地があります。

現地は、代掻き前の状態でした。

現地で水稻を生産される予定です。

期間は5年間で、10aあたり賃借料は白米〇〇kgです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

橋口昌央委員は、席へお戻りください。

〔橋口昌央委員 入室〕

〔議長〕

続きまして、次の２番から１９番まで、１８件の案件について、順次、説明をおこなった後に一括して採決したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

２番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

２番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番＊

畑 １２，５８７㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

〔議長〕

推進委員３番。

〔推進委員３番〕

はい。３番説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇を東へ２００ｍ進み左折し、道なりに８５０ｍ進んで右折し、２００ｍ進んだ右側の農地です。

農地を確認したところ、耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、〇〇の認定農業者で甘藷を生産されています。

借賃は１０ａあたり〇〇〇〇円で、期間は３年間ということです。以上です。

〔議長〕

３番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい。

３番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番＊

畑 ４，３３９㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]
はい。3 番、説明いたします。
○○○○さんから○○○○さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。
申請地は、○○○○さんの農地の東隣にある農地です。
現地を確認したところ耕運されていました。
借賃は10aあたり○○○○円で、期間は10年ということです。以上です。

[議長]
4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
はい。
4 番 農地の所在 大字○○字○○****番
田 2, 108㎡
利用権を設定する者 ○○○○
利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 3 番

[推進委員 3 番]
はい。3 番、説明いたします。
○○○○さんから、○○○○さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。
申請地は、○○の400mほど南側に位置する農地です。
現地を確認したところ、耕運されていました。
耕作者の○○○○さんは認定農業者で甘藷、大根、人参などを生産されています。
借賃は10aあたり○○○○円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 848 m² 他1筆 計 1,864 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇を南へ150 m進んだところの十字路を左折して、すぐ右側の農地です。

耕作者の〇〇〇〇さんは認定農業者で、水稻、飼料稲、甘藷等を生産されています。

該当農地では飼料稲を生産される予定です。

現地を確認したところ、耕運されて少し時間がたった状態でした。

借賃は10 a あたり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 782 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。
申請地は、〇〇を南へ 1 5 0 m 進んだところの十字路を右折して 1 5 m ほど
進んだ左側の農地です。

現地を確認したところ、稲刈り後そのままの状態です。少し草が生えていました。
借賃は 1 0 a あたり 〇〇〇〇 円で、期間は 5 年間ということです。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 5 7 6 m² 他 1 筆 計 2, 1 1 2 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。
申請地は、〇〇の 4 0 0 m ほど南に位置する農地です。
現地を確認したところ、耕運されて少し時間が経っている状態でした。
借賃は 1 0 a あたり 〇〇〇〇 円で、期間は 5 年間ということです。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 7 4 9 m² 他 1 筆 計 2, 5 5 5 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して、〇〇〇〇さんへの賃貸借の設定です。

申請地は、県道〇〇線を〇〇方面に向かうと、〇〇という、〇〇があります。

そのすぐ東側の広がった農地です。

8 筆あり、総面積が 7, 4 4 8 m² の田んぼです、そのうちの 2, 5 5 5 m² が今度の申請地です。

期間は 5 年で、年間 1 0 a あたり 〇〇〇〇 円だそうです。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 3, 1 0 7 m² 他 3 筆 計 4, 4 4 8 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して、〇〇〇〇さんへの賃貸借の設定です。

〇〇の、一角広がった土地の 7, 4 8 0 m²の内の 4, 4 4 8 m²の田んぼです。

〇〇〇〇さんは、大根、牧草、ナスとかを栽培されておりますが、当農地では飼料米を生産される予定です。

期間は 5 年で、年間 1 0 a あたり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

1 0 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 0 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1 7 8 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して、〇〇〇〇さんへの賃貸借の設定です。

当農地では、飼料米を生産される予定です。

1 7 8 m²が、今回申請の農地で、飼料米を植えられるそうです。

期間は 5 年で、年間 1 0 a あたり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

1 1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2 7 9 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番

[推進委員 7 番]

7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して、〇〇〇〇さんへの賃貸借の設定です。

その 7, 4 8 0 m²の内の 2 7 9 m²です。

当地では、飼料米を生産される予定です。

期間は 5 年で、年間 1 0 a あたり 〇〇〇〇 円です。以上です。

[議長]

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 4 8 5 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して、〇〇〇〇への賃貸借の設定です。

申請地は、〇〇を西に 3 0 m ほどのところに、〇〇があります。その十字路

を、北の方に150mほど行った道路脇の畑です。

〇〇が植えてありました。

期間は7年で、年間10aあたり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑4, 392㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇との賃貸借の更新契約です。

申請地は〇〇地区の〇〇から、西へ1000mほど行った宮崎自動車道の高
架から約100m開いたところの農地です。

該当農地では、甘藷を生産される予定です。

現地を確認したところ、きれいに耕運している状態でした。

借賃は10aあたり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田1, 546㎡

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

本件は未相続農地となっております。

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

○○○○さんから、○○○○さんへの農地中間管理機構を使つての利用権貸借です。

未相続農地ということで、相続人の息子さんであります○○○○さんとの貸借になります。

申請地は、○○から県道○○線を○○方面に 2 0 0 m ほど行った、左側の少し下がったところにあります。所有者の家もすぐ隣にあります。

現状は、代が搔いてある状態になっていました。

○○○○さんは、水稻を大々的に栽培される、認定農業者でございます。今でも農地を借りたいということで、規模拡大を図って臨んでおります。

期間は 5 年で、1 0 a あたり賃借料は○○○○円です。若干、1 0 a あたりの価格が安いかわかれますが、所有者の○○○○さんに確認取ったところ、道幅も狭く、大型のトラクターなどが入りにくく、家の周りに、杉林みたいな状態で、影が出来て、なかなか作物が太りにくいかなという条件の悪さを考慮して、こういった価格になったそうです。以上です。

[議長]

1 5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 5 番 農地の所在 大字○○字○○****番*

田 1, 0 4 5 m²

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理機構を使つての利用権貸借です。

申請地は、先ほど〇〇〇〇さんのところで説明したところの、すぐ横になります。

現状は、ここも代掻きがしてありました。

〇〇〇〇さんの詳細は、先ほど説明したので省略させていただきます。

期間は5年で、賃借料は10aあたり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 983㎡ 他1筆 計1,742㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理機構を使つての利用権貸借です。

〇〇〇〇さんは、〇〇出身の〇〇の方です。

申請地は、〇〇の〇〇にある、〇〇の前の道路を南へ100mほど行くと、右に入る農道がございます。80mほど行った右側に2筆とも連なっております。

現状はきれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは水稻、WC Sなどを栽培される農業従事者でございます。

期間は5年で、10aあたり賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 838㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの中間管理機構を使つての利用権貸借です。

申請地は〇〇裏側の道路を100mほど北の方に進んだ、道路右側でございます。

現状は、きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜を中心に白菜、キャベツなどを栽培され、早期水稻などを作っています。

また、認定農業者でもございます。

期間は5年で、賃借料は10aあたり㍴で〇〇kgです。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 272㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの中間管理機構を使つての利用権貸借で
ございます。

申請地は、〇〇の前の道路を東へ200mほど行って、左に入る農道がござい
ます。そこを100mほど行くと、右に入る農道がございます。そこを入って、
200mほど道なりに進むと、右側に申請地がございます。

現状を見たところ、きれいに耕運されていました。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、露地野菜、白菜、早期水稻、WCSなどを栽培
されています。

期間は5年で、10aあたり賃借料は粃で〇〇kgです。以上です。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 549㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番の代理で、推進委員2番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、認定農業者の〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

現地は〇〇で、〇〇の手前の十字路を、右へ300mぐらい進んだ、右側に〇〇があります。その十字路を右に100mぐらい進みます。T字路を左に30mぐらいの方に、申請地があります。

現在水が入れてあり、代掻き手前の状態でありました。

現地で加工米を生産される予定です。

期間は5年間で、10aあたり賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問のないようですので、採決いたします。

2 番から19 番まで、18 件の案件について、一括して採決することといたします。

2 番から19 番まで18 件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、2 番から19 番まで、18 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

日程番号10、議案第23号〔高鍋町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」〕についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

議案第23号〔高鍋町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」〕についてです。

指針につきましては、85ページからになります。

まず第1の基本的な考え方につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する具体的な目標

と推進方法、目標の達成状況に対する評価の方法について定めるもので、前回は令和2年10月に見直しを行っておりますが、昨年7月の委員改選に伴い、今回見直しを行うものでございます。

それぞれ3年後（令和9年3月）とさらに3年後（令和12年3月）の目標値について、挙げておりますので、この部分を中心に説明をさせていただきます。

次に第2の1、遊休農地の発生防止・解消について、（1）番の遊休農地の解消目標をご覧ください。

現状につきまして、令和6年3月、遊休農地面積（B）とありますが、72.1haとなっております。

目標について、これから5行ぐらい下の方に書いてありますけど、毎年度2ha、3か年度で合計6haの遊休農地解消を目指すとしております。

これは、令和5年度最適化活動の目標の設定等の中の、遊休農地の解消面積など、緑区分の解消のところは2haとしており、整合性を取った形にしております。

3年後（令和9年3月）を66.1ha、あと目標は（令和12年3月）、60.1haといたしております。

（2）番、遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法と、86ページになりますが（3）番、遊休農地の発生防止・解消の評価方法については、記載のとおりでございます。また読んでいただけるとありがたいです。

続きまして、2番、担い手への農地利用の集積・集約化について、（1）番、担い手への農地利用集積目標をご覧ください。

現状、令和6年3月の集積面積（B）になりますけど、827haで集積率が56.6%となっております。こちらについては5行ぐらい下にいただいて、目標年度に集積率80%を目指すとしております。この80%というのは、高鍋町の基本構想の中に80%という集積目標がございますので、そちらに合わせた形になっております。3年後の目標を990ha、目標（令和12年3月）を1,152haとで、農地面積の80%の形であげております。

続きまして、下に〔参考〕、担い手の育成・確保の表がございますが、現状について総農家数は、2020年農林業センサスを記載しております。あと、3年後、6年後についても、数字を入れてございます。

（2）番、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法と、87ページになりますが、（3）番、担い手の農地利用集積・集約化の評価方法についても、記載のとおりでございますので、また読んでおいていただけるとありがたいです。

続きまして、87ページの3番、新規参入の促進について（1）番、新規参入の促進目標について、でございます。

現状、令和6年3月時点の新規参入者は9名、新規参入者の取得面積は、24.55haとなっております。5行下を見ていただきますと、目標の設定について、個人については、毎年度1人、0.5ha、3か年度で合計3人、1.5haの新規参入。法人については3年間で1法人0.5haの新規参入を目指すということにしております。3年前と同じ、新規参入促進目標の数値で挙げさせていただいております。

(2) 番の下に行きますけど、新規参入の促進に向けた具体的な推進方法と
(3) 番の新規参入の促進推進支援方法につきましては、記載のとおりでございます。

最後になりますけど、第3の「地域計画」の目標を達成するための役割と書いてありますが、令和5年度に農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、指針の中に、「地域計画」の文言を追加しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは採決をしたいと思います。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

よって本件は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議案の審議すべて終わりました。

これをもちまして、令和6年第3回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会16時25分)